

平成20年度 公立小中学校における「まなびング」サポート事業実施要項

(趣旨)

本要項は、公立小中学校(以下「学校」という。)における「まなびング」サポート事業に規定する大学生(以下「サポーター」という。)の学習指導に対する支援活動に必要な事項を定める。

(活動内容)

サポーターの学習指導に対する支援活動は、次のとおりとする。

- (1) 朝の学習や放課後など学校裁量の時間における学習指導に関すること。
- (2) 各教科・領域(道徳、特別活動)・総合的な学習の時間の指導に関すること。
- (3) 以下の支援活動は除外する。
 - 水泳指導
 - 養護学級補助
 - 宿泊を伴う学校行事
 - 校外学習
 - 中学校の部活動
- (4) その他、守口市教育委員会が認める事項に関すること。

(活用条件)

サポーターの派遣条件は、次のとおりとする。

- (1) 教員の補助としての活用であること。
- (2) 児童生徒を対象とする教育活動であること。
- (3) 教育活動の円滑な実施に要する計画や準備等、事前・事後の活動も含めること。
- (4) 各小中学校の活用回数は、活用の内容により、市教育委員会と調整をする。(合計160回)
- (5) サポーターの活動時間は、1回2時間以上であること。
- (6) 大学生の報償費は、1回1,000円とする。
- (7) その他、守口市教育委員会が認める事項に関すること。

(活用手続)

大学生をサポーターとして活用しようとする学校は、派遣を希望するサポーターに対し、事前に活用内容、活用条件及び次の各号に掲げる遵守事項等を説明の上、同意を得ること。

- (1) 日本国憲法及び法令を遵守し、擁護するとともに、校長の指示に従うこと。
- (2) 政治教育その他政治的活動や宗教教育その他宗教的活動はできないこと。
- (3) 守口市立学校の教育活動にふさわしくない行為はできないこと。
- (4) 活動において知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(活用の制限等)

次のいずれかに該当すると認められる場合は、サポーターの活用を行うことができない。

- (1) 法令、規則及びこの要項等の規定に違反するおそれがある場合
- (2) その他、サポーターを活用することが不相当と認められる場合

(活用報告)

サポーターを活用する学校は、守口市「まなびング」サポート活用報告書を翌月、5日までに、守口市教育委員会教育・人権指導課に提出するものとする。

(経費の負担等)

サポーターを被保険者とする傷害・賠償保険料に係る経費については、守口市教育委員会が予算の範囲内において負担する。

附 則

この要項は、平成18年6月1日から施行する。